

自動車燃料消費量統計  
年報  
平成二十七年  
分  
国土交通省

# 自動車燃料消費量統計 年報

平成 27 年度 分



## 凡 例

1. この年報は、自動車燃料消費量調査(一般統計調査) 平成 27 年度分の調査結果である。
2. 営業用バスの走行キロは、平成 24 年度分以前は、当該車種について悉皆調査を行っている「自動車輸送統計調査(基幹統計調査)」の数値を用いているが、平成 25 年 4 月分から、本調査の結果を用いて公表している。
3. 平成 21 年度以前の燃料消費量及び走行キロは、『自動車輸送統計年報』を参照されたい。自動車燃料消費量統計年報の統計数値と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較については、平成 23 年度自動車燃料消費量統計年報巻末の「『自動車燃料消費量統計年報』と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較について」を参照されたい。
4. 数値は、原則として単位未満で四捨五入してあるので、総数と内計は必ずしも一致していない。
5. この月報で用いている符号は次のとおりである。
  - 「0」 —— 単位未満
  - 「—」 —— データなし、推計省略
  - 「※」 —— 暫定数値
  - 「r」 —— 改訂数値
6. この年報についての照会は、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室(電話 03-5253-8346) に連絡されたい。

# 概 要

## 1. 調査の目的

この調査は、自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

## 2. 調査の沿革

自動車の燃料消費量等の調査・集計は、昭和 35 年から自動車輸送統計調査で実施されてきたが、同統計の調査方法及び集計方法の見直しに伴い、平成 22 年度から本調査により調査・集計を行い、その結果を公表している。

## 3. 調査対象

登録自動車（道路運送車両法第 4 条）及び軽自動車（道路運送車両法第 60 条）を調査対象とし、その中から国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施している（別表 1 参照）。

なお、以下の自動車については、調査から除外している。

- ・大型特殊車（ブルドーザー等）
- ・小型特殊車（フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等）
- ・二輪車等

## 4. 調査方法

調査は、国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して郵送により調査票を配布及び回収し行っている。

また、調査は自計報告で行っている。

## 5. 調査時期

調査は毎月行っており、約 9,600 の自動車の使用者に対して調査票を配布している。

また、調査期間は、別表 1 のとおり、国土交通大臣が指定する 7 日間又は 21 日間としている。

## 6. 集計方法

自動車検査登録情報のデータを補助変数として活用する比推定方式により集計を行っている。

$$X = \sum_{i=1}^n (x_i \frac{D}{d}) \frac{Y}{\sum_{i=1}^n y_i}$$

$X$ : 推計値

$D$ : 調査月の日数

$d$ : 調査期間の日数

$Y$ : 母集団の補助変数の総和

$x_i$ : 第  $i$  標本の統計値

$y_i$ : 第  $i$  標本の補助変数

$n$ : 標本数

別表1

調査対象車両は、自動車のナンバープレートの業態及び分類番号情報を基に、下表のとおり、区分している。

調査対象車両				調査期間	
業態(注1)	分類番号(注2)	輸送形態(注1)	車種		
営業用	1・10～19及び100～199	貨物自動車	普通車	7日	
	4・6・40～49・400～499・60～69及び600～699		小型車		
	8・80～89及び800～899		特種車		
	40～49・400～499及び600～699	旅客自動車	軽自動車		
	2・20～29及び200～299		バス		
	3・30～39・300～399・5・7・50～59・500～599・70～79及び700～799		乗用車		
自家用	1・10～19及び100～199	貨物自動車	普通車	積載量2トン以上	21日
	4・6・40～49・400～499・60～69及び600～699		小型車	積載量2トン未満	
	8・80～89及び800～899		特種車(注3)	貨物輸送車	7日
				非貨物輸送車	21日
	40～49・400～499及び600～699	軽自動車		7日	
	2・20～29及び200～299	バス			
	3・30～39・300～399・5・7・50～59・500～599・70～79及び700～799	旅客自動車	乗用車(注4)		21日
	50～59・500～599・700～799・80～89及び800～899		軽自動車		

- (注) 1. 業態及び輸送形態は、用語の解説にある自動車の種別を参照されたい。  
 2. 自動車のナンバープレートの分類番号は、登録自動車は自動車登録規則第13条、軽自動車は道路運送車両法施行規則第36条の17により、下表のとおり、それぞれ分類されている。  
 3. 自家用貨物自動車の特種車は、貨物輸送車と非貨物輸送車に区分している。  
 貨物輸送車は、タンクローリー(液体やガスなどを運搬)、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車等、貨物の輸送に供する自動車である。  
 非貨物輸送車は、清掃車、電源車、照明車、患者輸送車、道路作業車等、貨物の輸送に供さない自動車である。  
 4. 自家用旅客自動車の乗用車は、普通車、小型車、ハイブリッド車に区分している。

(注2関係)

登録自動車

自動車種別及び用途	分類番号	
普通自動車	貨物自動車	1・10～19及び100～199
	乗合自動車	2・20～29及び200～299
	乗用自動車	3・30～39及び300～399
小型自動車	貨物自動車	4・6・40～49・400～499・60～69及び600～699
	乗用自動車及び乗合自動車	5・7・50～59・500～599・70～79及び700～799
特種自動車	8・80～89及び800～899	
大型特殊自動車(次に該当するものを除く)	9・90～99及び900～999	
大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの	0・00～09及び000～099	

軽自動車

自動車種別	分類番号
貨物自動車	40～49・400～499及び600～699
乗用自動車	50～59・500～599及び700～799
特種自動車	80～89及び800～899

## 用語の解説

### 自動車の種別

1. 自動車は輸送するものにより貨物自動車と旅客自動車に分けられる。
  - (1) 貨物自動車とは、貨物の運送の用に供する自動車で、トラック、ライトバン等をいう。
  - (2) 旅客自動車とは、人の運送の用に供する自動車で、乗用車及びバスをいう。
2. 自動車は業態によって営業用と自家用に分けられる。
  - (1) 営業用とは、他人の求めに応じて貨物又は旅客を輸送する自動車で、トラック事業者、バス事業者、ハイヤー・タクシー事業者、軽車両等運送事業者などが保有する自動車をいう。
  - (2) 自家用とは、営業用以外のもの [例えば自家の取り扱う貨物又は当該自動車の所有者（又は使用者）とその家族若しくは従業員等を輸送する自動車] をいう。

### 燃料消費量

自動車の燃料消費量をリットル及び立方メートルで表したもので、使用の用途を問わない。

### 走行キロ

自動車が行った距離をキロメートルで表したもので、物や人を輸送したかどうかを問わない。

### 実在延日車

自動車が調査期間中に延日数にして何両あったかを表したものの。

### 走行1km当たり燃料消費量

燃料消費量 ÷ 走行キロ

### 1日1車当たり走行キロ

走行キロ ÷ 実在延日車

### 実働率

実働延日車 ÷ 実在延日車 × 100

### 地方運輸局の区分

自動車の燃料消費量等の実績は、当該登録自動車及び軽自動車の属する都道府県を管轄する地方運輸局別に区分した。

北海道	北海道	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県		

参 考

道路運送車両法施行規則第2条に定める種別は、普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び軽自動車をいい、下表のとおり分類される。

種 別	自 動 車								
	普通自動車	小 型 自 動 車			軽 自 動 車		大型特殊自動車	小型特殊自動車	
代表的な自動車	バス 大型トラック 大型乗用車 普通特種車	小型トラック 小型乗用車 小型特種車	3輪トラック	大型オートバイ	軽トラック 軽乗用車	オートバイ スクーター	ロードローラー クレーン車 ブルドーザー	フォークリフト 農耕用ハンドトラクター	
構	車輪数	4以上	4以上	3	2	3以上	2	制限なし	制限なし
	大 き さ (m)	長さ 幅 高さ	4輪以上の小型自動車より大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以下	3輪の軽自動車より大きいもの	2輪の軽自動車より大きいもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	小型特殊自動車より大きいもの
造	エンジンの総排気量(CC)	同 上	660を超え 2,000以下	660を超える	250を超える	660以下	125を超え 250以下	制限なし	制限なし

注1) バスの区分は次のとおり。

普通車は、普通自動車で乗車定員30人以上のもの。

小型車は、普通自動車で乗車定員11人以上29人以下のもの及び小型自動車で乗車定員11人以上のもの。

注2) 小型特殊自動車については最高速度の制限であり、その区分は次のとおり。

農耕作業用自動車は35km/h未満。

その他の特殊自動車は15km/h。

注3) 四輪以上の小型自動車で、ジーゼル機関を用いるものについては、エンジンの総排気量の基準は適用されない。

# 目 次

平成27年度自動車燃料消費量及び走行キロの概要	-----	1
-------------------------	-------	---

## (統計表)

総括表(1) 燃料消費量の推移	-----	4
総括表(2) 走行キロの推移	-----	12
第1表 燃料別・車種別 総括表	-----	20
第2表 燃料別・地方運輸局別・11車種別 燃料消費量	-----	21
第3表 燃料別・地方運輸局別・11車種別 走行キロ	-----	22
第4表 燃料別・地方運輸局別・26車種別 燃料消費量	-----	23
第5表 燃料別・地方運輸局別・26車種別 走行キロ	-----	25
第6表 燃料別・都道府県別・10車種別 燃料消費量	-----	27
第7表 燃料別・都道府県別・10車種別 走行キロ	-----	33
第8表 燃料別・都道府県別・25車種別 燃料消費量	-----	39
第9表 燃料別・都道府県別・25車種別 走行キロ	-----	49

## 平成27年度自動車燃料消費量及び走行キロの概要

平成27年度における自動車による全国の燃料消費量及び走行キロは〔表－1〕のとおりである。

ガソリンの消費量は、営業用自動車では786千kl、自家用自動車では50,717千klであった。また、走行キロは、営業用自動車7,749百万km、自家用自動車586,920百万kmであった。

軽油の消費量は、営業用自動車では17,010千kl、自家用自動車では8,670千klであった。また、走行キロは、営業用自動車63,627百万km、自家用自動車52,973百万kmであった。

LPG及びCNGの消費量は、それぞれ1,703千kl、73,720千m<sup>3</sup>であった。また、走行キロは、LPG車が9,239百万km、CNG車が347百万kmであった。

表－1 燃料別・業態別自動車燃料消費量及び走行キロ

燃料	業態・車種		燃料消費量 (千kl、千m <sup>3</sup> )			走行キロ (百万km)		
			27年度	26年度	前年度比(%)	27年度	26年度	前年度比(%)
ガソリン	営業用	貨物自動車	599	599	100.0	6 173	6 198	99.6
		旅客自動車	186	176	105.8	1 576	1 415	111.4
		<b>営業用計</b>	<b>786</b>	<b>776</b>	<b>101.3</b>	<b>7 749</b>	<b>7 613</b>	<b>101.8</b>
	自家用	貨物自動車	8 409	8 595	97.8	94 267	96 186	98.0
		旅客自動車	42 307	42 821	98.8	492 653	487 798	101.0
		<b>自家用計</b>	<b>50 717</b>	<b>51 417</b>	<b>98.6</b>	<b>586 920</b>	<b>583 984</b>	<b>100.5</b>
	<b>ガソリン計</b>		<b>51 502</b>	<b>52 192</b>	<b>98.7</b>	<b>594 669</b>	<b>591 597</b>	<b>100.5</b>
軽油	営業用	貨物自動車	15 601	15 635	99.8	59 030	58 620	100.7
		旅客自動車	1 409	1 437	98.1	4 598	4 677	98.3
		<b>営業用計</b>	<b>17 010</b>	<b>17 072</b>	<b>99.6</b>	<b>63 627</b>	<b>63 297</b>	<b>100.5</b>
	自家用	貨物自動車	6 831	6 849	99.7	40 434	40 939	98.8
		旅客自動車	1 839	1 764	104.3	12 841	12 034	106.7
		<b>自家用計</b>	<b>8 670</b>	<b>8 613</b>	<b>100.7</b>	<b>53 275</b>	<b>52 973</b>	<b>100.6</b>
	<b>軽油計</b>		<b>25 679</b>	<b>25 685</b>	<b>100.0</b>	<b>116 902</b>	<b>116 270</b>	<b>100.5</b>
LPG	営業用乗用車	1 602	1 707	93.9	8 814	9 321	94.6	
	その他LPG車	101	113	88.7	425	481	88.3	
	<b>LPG計</b>	<b>1 703</b>	<b>1 820</b>	<b>93.6</b>	<b>9 239</b>	<b>9 802</b>	<b>94.3</b>	
CNG	<b>CNG計</b>	<b>73 720</b>	<b>82 687</b>	<b>89.2</b>	<b>309</b>	<b>347</b>	<b>89.0</b>	

※CNG車の燃料消費量単位は千m<sup>3</sup>、CNG車以外の燃料消費量単位は千klである。

平成27年度における自動車による地方運輸局別の燃料消費量及び走行キロは〔表－2〕のとおりである。

運輸局別にガソリンの消費量を見ると、関東が14,200千kℓ（構成比27.6%）と最も多く、次いで、中部が7,697千kℓ（同14.9%）、九州が6,862千kℓ（同13.3%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が153,839百万km（同25.9%）と最も多く、次いで、中部が87,078百万km（同14.6%）、九州が85,098百万km（同14.3%）の順となっている。

次に、運輸局別に軽油の消費量を見ると、関東が6,882千kℓ（構成比26.8%）と最も多く、次いで、近畿が3,628千kℓ（同14.1%）、中部が3,543千kℓ（同13.8%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が31,930百万km（同27.3%）と最も多く、次いで、近畿が16,109百万km（同13.8%）、中部が16,057百万km（同13.7%）の順となっている。

表－2 地方運輸局別・燃料別自動車燃料消費量及び走行キロ

運輸局	ガソリン			
	燃料消費量(千kℓ)	構成比	走行キロ(百万km)	構成比
<b>全国計</b>	<b>51 502</b> (52 192)	<b>100.0</b> (100.0)	<b>594 669</b> (591 597)	<b>100.0</b> (100.0)
北海道	2 382 (2 421)	4.6 (4.6)	25 825 (25 673)	4.3 (4.3)
東北	4 766 (4 981)	9.3 (9.5)	56 533 (56 327)	9.5 (9.5)
関東	14 200 (14 095)	27.6 (27.0)	153 839 (152 979)	25.9 (25.9)
北陸信越	3 434 (3 538)	6.7 (6.8)	42 080 (41 810)	7.1 (7.1)
中部	7 697 (7 509)	14.9 (14.4)	87 078 (86 364)	14.6 (14.6)
近畿	6 732 (7 117)	13.1 (13.6)	76 829 (76 649)	12.9 (13.0)
中国	3 574 (3 628)	6.9 (7.0)	44 279 (44 054)	7.4 (7.4)
四国	1 855 (1 867)	3.6 (3.6)	23 108 (23 045)	3.9 (3.9)
九州	6 862 (7 035)	13.3 (13.5)	85 098 (84 696)	14.3 (14.3)

運輸局	軽油			
	燃料消費量(千kℓ)	構成比	走行キロ(百万km)	構成比
<b>全国計</b>	<b>25 679</b> (25 685)	<b>100.0</b> (100.0)	<b>116 902</b> (116 270)	<b>100.0</b> (100.0)
北海道	1 660 (1 682)	6.5 (6.5)	7 178 (7 346)	6.1 (6.3)
東北	2 652 (2 696)	10.3 (10.5)	11 910 (12 003)	10.2 (10.3)
関東	6 882 (6 913)	26.8 (26.9)	31 930 (31 467)	27.3 (27.1)
北陸信越	1 588 (1 633)	6.2 (6.4)	7 415 (7 450)	6.3 (6.4)
中部	3 543 (3 464)	13.8 (13.5)	16 057 (15 838)	13.7 (13.6)
近畿	3 628 (3 587)	14.1 (14.0)	16 109 (15 816)	13.8 (13.6)
中国	1 784 (1 751)	6.9 (6.8)	7 955 (7 896)	6.8 (6.8)
四国	887 (871)	3.5 (3.4)	3 944 (3 955)	3.4 (3.4)
九州	3 055 (3 088)	11.9 (12.0)	14 406 (14 499)	12.3 (12.5)

運輸局	L P G			
	燃料消費量(千kℓ)	構成比	走行キロ(百万km)	構成比
<b>全国計</b>	<b>1 703</b> (1 820)	<b>100.0</b> (100.0)	<b>9 239</b> (9 802)	<b>100.0</b> (100.0)
北海道	102 (113)	6.0 (6.2)	565 (609)	6.1 (6.2)
東北	90 (99)	5.3 (5.4)	478 (524)	5.2 (5.3)
関東	625 (666)	36.7 (36.6)	3 390 (3 533)	36.7 (36.0)
北陸信越	50 (57)	2.9 (3.1)	272 (293)	2.9 (3.0)
中部	138 (152)	8.1 (8.3)	763 (806)	8.3 (8.2)
近畿	308 (329)	18.1 (18.1)	1 645 (1 747)	17.8 (17.8)
中国	91 (100)	5.3 (5.5)	511 (542)	5.5 (5.5)
四国	43 (45)	2.5 (2.5)	234 (248)	2.5 (2.5)
九州	255 (258)	15.0 (14.2)	1 381 (1 499)	15.0 (15.3)

運輸局	C N G			
	燃料消費量(千ℓ)	構成比	走行キロ(百万km)	構成比
<b>全国計</b>	<b>73 720</b> (82 687)	<b>100.0</b> (100.0)	<b>309</b> (347)	<b>100.0</b> (100.0)
北海道	4 603 (4 370)	6.2 (5.3)	18 (19)	5.7 (5.4)
東北	861 (916)	1.2 (1.1)	4 (4)	1.2 (1.2)
関東	33 673 (39 519)	45.7 (47.8)	136 (153)	43.9 (44.2)
北陸信越	1 434 (1 515)	1.9 (1.8)	7 (8)	2.3 (2.2)
中部	7 523 (8 408)	10.2 (10.2)	33 (38)	10.8 (10.9)
近畿	20 196 (22 063)	27.4 (26.7)	85 (97)	27.6 (27.9)
中国	2 840 (2 899)	3.9 (3.5)	14 (15)	4.5 (4.2)
四国	635 (674)	0.9 (0.8)	3 (4)	1.0 (1.0)
九州	1 956 (2 323)	2.7 (2.8)	9 (11)	3.0 (3.1)

※( )内は平成26年度の数値である。

平成27年度における自動車による都道府県別の燃料消費量及び走行キロは〔表-3〕のとおりである。

なお、都道府県別・車種別の数値については、第8表及び第9表を参照されたい。

表-3 都道府県別・燃料別自動車燃料消費量及び走行キロ

都道府県	ガソリン		軽油		L P G	
	燃料消費量	走行キロ	燃料消費量	走行キロ	燃料消費量	走行キロ
<b>全国計</b>	<b>51 502</b>	<b>594 669</b>	<b>25 679</b>	<b>116 902</b>	<b>1 703</b>	<b>9 239</b>
北海道	2 382	25 825	1 660	7 178	102	565
青森	672	7 555	403	1 810	19	92
岩手	681	8 477	421	1 956	12	63
宮城	1 186	13 582	693	3 029	30	165
秋田	555	6 809	236	1 197	7	37
山形	583	7 247	273	1 271	6	35
福島	1 091	12 863	626	2 648	16	85
茨城	1 868	20 600	829	4 107	16	83
栃木	1 125	13 430	531	2 550	13	61
群馬	1 055	12 784	527	2 434	9	44
埼玉	2 429	26 464	1 329	6 147	54	276
千葉	2 238	25 711	1 184	5 332	60	278
東京	2 622	25 659	1 201	5 608	363	2 056
神奈川	2 368	23 856	1 077	4 917	103	563
山梨	494	5 335	204	835	6	30
新潟	1 136	14 391	571	2 647	18	107
富山	572	6 888	273	1 210	5	29
石川	615	7 352	273	1 329	12	63
長野	1 111	13 449	471	2 229	15	73
福井	451	5 182	177	829	5	32
岐阜	1 113	12 925	548	2 377	12	68
静岡	1 756	20 122	835	3 972	32	180
愛知	3 400	37 005	1 531	6 851	79	433
三重	977	11 844	452	2 028	10	50
滋賀	594	7 610	298	1 305	9	46
京都	804	9 465	436	1 976	64	355
大阪	2 400	25 583	1 480	6 718	153	829
奈良	524	5 965	224	1 031	9	42
和歌山	466	5 655	220	942	9	46
兵庫	1 944	22 552	970	4 137	65	327
鳥取	311	3 841	140	600	4	26
島根	339	4 745	133	628	7	38
岡山	986	12 151	522	2 345	17	104
広島	1 192	14 589	682	2 985	46	254
山口	746	8 954	309	1 396	17	88
徳島	391	4 843	174	782	6	36
香川	477	5 972	264	1 149	11	57
愛媛	642	7 708	314	1 362	17	87
高知	344	4 585	134	651	9	53
福岡	2 171	25 904	1 136	5 383	98	507
佐賀	402	5 568	223	1 105	8	42
長崎	600	7 742	236	1 078	21	125
熊本	870	11 162	382	1 852	24	129
大分	590	7 561	237	1 123	17	83
宮崎	583	7 640	270	1 264	13	78
鹿児島	855	10 822	373	1 689	24	128
沖縄	790	8 699	198	914	50	289

※燃料消費量の単位は千ℓ、走行キロの単位は百万kmである。